

至誠 SWC 介護相談センター

居宅介護支援事業所

重要事項説明書

1 事業の目的

指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

介護支援専門員等は、要介護者等利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、総合的かつ効率的な保健医療及び福祉サービスの提供を目的とする居宅介護支援を行います。

事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立な援助を行い、関係区市町村、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業所の概要

(1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	至誠 SWC 介護相談センター
所在地	東京都立川市錦町6-28-15
介護保険事業所番号	1373002664
サービス提供地域	立川市、日野市、国立市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	員数
管理者	主任介護支援専門員他	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員他	1名以上
介護支援専門員	介護支援専門員他	2名以上

(3) 営業時間

月～金	午前9時～午後5時
-----	-----------

※土・日曜日、祝日および12月31日から1月3日までは休業とします。

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約の締結

お電話でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

(2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている関係機関等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

利用者の方やご家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービスの事業所について複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また利用者・家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行ないます。前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明を行います。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 入院時における医療機関との連携

利用者が入院した場合に医療機関と担当介護支援専門員が円滑な連携を図ります。

(5) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をする等のお手伝いを行ないます。

(6) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断した時は、双方で話し合い、ご了解を得た上で居宅サービス計画を変更いたします。

(7) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、東京都国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

5 利用料金

(1) 利用料

利用料は次の〈別表 居宅介護支援料金表〉の通りです。要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので、通常は自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記の料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記3の(1)の「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。車で移動の際は1km当たり50円となります。

(3) 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正中立な援助を行ないます。
- ③関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はご相談に応じますのでお申し出下さい。
- ②介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

7 守秘義務への対応

事業者および職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する個人情報、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者及び家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者のご家族

等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【当居宅介護支援事業所の窓口】のとおり)

② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

* 苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

* 検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

* 改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を、法人内に設置する掲示板に掲示します。

* 解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

* 再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

(2) 当居宅介護支援事業所(介護相談センター)の窓口

至誠SWC介護相談センター

電話 042-527-0321 FAX 042-527-0322

受付け時間は午前10時から午後4時(月曜日～金曜日)

担当: 松田 光子

そのほか、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、意見・要望・苦情等の窓口対応をしております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

電話 042-527-0374 FAX 042-527-2646

受付け時間は午前10時から午後4時(月曜日～金曜日)

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係 電話 042-523-2111 (代表)

国立市健康福祉部高齢者支援課介護保険係 電話 042-576-2111 (代表)

日野市健康福祉部高齢福祉課介護給付係 電話 042-585-1111 (代表)

(4) 東京都の相談窓口

福祉サービス運営適正化委員会 電話 03-5283-7020

1.0 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の評価については、以下のとおりです。

直近の実施日：無し

評価機関名：無し

評価結果公表：無し

1.1 感染症対策

至誠 SWC 介護相談センターは、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の項目に取り組みます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

1.2 業務継続計画

至誠

SWC[柏介護相談センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

1.3 高齢者虐待防止の推進

至誠 SWC 介護相談センターでは、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、以下の項目に取り組みます。

- ① 高齢者虐待防止の指針を整備します。
- ② 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対して、人権擁護、虐待防止等の研修を定期的に開催します。
- ④ 上記の取り組みを適切に実施するために、高齢者虐待防止の担当者を置きます。

1.4 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 ハラスメント対策の強化

至誠柏介護相談センターは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、サービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じます。

16 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者スタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

<利用者の立場から>

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

<スタッフの立場から>

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。
(2010年制定)

17 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行
法人本部所在地	東京都立川市錦町6-28-15
電話番号	042-527-7734
事業開始	明治45年
法人設立	昭和17年

年 月 日

事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名称 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

事業所
所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名称 至誠SWC介護相談センター
管理者 松田 光子 印
事業所番号 1373002664

説明者 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により事業所から事業について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名 (続柄：) 印

<重要事項説明書 別紙 >

利用料は下記表の通りです。要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので、通常は自己負担はありません。

	算定項目	算定条件等	月額料金
基本料金	要介護 1・2	事業所一人あたり 45 件未満	11,772 円
		同 45 件以上 60 件未満	5,896 円
		同 60 件以上	3,533 円
	要介護 3～5	事業所一人あたり 45 件未満	15,295 円
		同 45 件以上 60 件未満	7,631 円
		同 60 件以上	4,574 円
加算料金	特定事業所加算Ⅰ	下記の要件を満たす場合	5,625 円
	特定事業所加算Ⅱ	下記の要件を満たす場合	4,563 円
	特定事業所加算Ⅲ	下記の要件を満たす場合	3,501 円
	特定事業所加算 A	下記の要件を満たす場合	1,235 円
	特定事業所医療介護連携加算	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算 (Ⅰ) イ、(Ⅰ) ロ (Ⅱ) イ (Ⅱ) ロ又は (Ⅲ) の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が 3 5 回以上であること。 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において、ターミナルケマネジメント加算を 15 回以上算定していること。	1,355 円
	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成	3,252 円
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	2,710 円
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。	2,168 円
	退院・退所加算 (Ⅰ) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。	4,878 円/回
	退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。	6,504 円/回
	退院・退所加算 (Ⅱ) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること。	6,504 円/回
	退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによること。	8,130 円/回
	退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関	9,756 円/回

	(Ⅲ)	する必要な情報の提供を3回以上受けており、1回以上はカンファレンスによること。	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合1月に2回を限度として算定できる。	2,168円/回
	ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍等であって、在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、支援を行う体制を整備。 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	4,336円/月
	通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。 利用者1人につき、1月1回の算定を限度とする。	542円/月
減算料金	運営基準減算	運営基準に沿った居宅介護支援を実施していない場合 (利用者・家族に対してケアプランに位置付ける居宅サービスの事業所について複数の紹介を求めることが可能・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかった場合、前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明を行わなかった場合など)	基本報酬 50%減算
		上記の運営基準状態が2カ月以上継続している場合	算定しない
	特定事業所集中減算	正当な理由なく、ケアプランに位置付けられた特定の事業所の割合が80%を超える場合	-2,168円

同一建物ケアマネジメント減算	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者。指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者。上記の利用者へのケアマネジメントをした場合	所定単位数 5%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業員 に周知徹底を図ること。虐待防止のための指針を 整備すること。従業員に対し、虐待防止のための 研修を定期的 に実施すること。虐待防止の措置を 適切に実施するための担当者を置くこと。上記の 基準に適合していない場合	所定単位数 1%減算
業務継続計画未策定減算	減算感染症や非常災害の発生時において、利用者 に対するサービスの提供を継続的に実施するため の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画（業務継続計画）を策定すること。当該 業務継続計画に従い必要な措置を講じること。上 記の基準に適合していない場合	所定単位数 1%減算

※ 端数処理のため、実際の支払合計額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

特定事業所加算の算定要件

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ② 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
- ③ 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ④ 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ⑤ 常勤専従の介護支援専門員を1名以上、非常勤1名以上(非常勤は他事業との兼務可)配置していること。
- ⑥ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
に開催すること。
- ⑦ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること。
- ⑧ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑨ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑩ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑪ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑫ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑬ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件以上でないこと。
- ⑭ 法定研修等における実習生受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されて

いること。

- ⑮ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。
- ⑯ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

※特定事業所加算Ⅰ

上記要件①、③、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯を満たすこと。

※特定事業所加算Ⅱ

上記要件②、③、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮および⑯を満たすこと。

※特定事業所加算Ⅲ

上記要件②、④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮および⑯を満たすこと。

※特定事業所加算 A

上記要件②、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮および⑯を満たすこと。

年 月 日

事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名 称 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

事業所

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名 称 至誠 SWC 介護相談センター
管理者 松田 光子 印
事業所番号 1373002664

説明者 印

同 意 書

年 月 日

私は、本書面により事業所から事業について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名 (続柄：) 印